

暴 迫 ぐ ん ま



全国統一標語

加入阻止 暴力排除の 第一歩

夏 号

2022



撮影：暴迫センター専務
(群馬県庁・昭和庁舎)

社 会 VS 暴力団

暴 力 団 排 除

発行 公益財団法人 群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 群馬県前橋市江田町448-11 県警江田町庁舎内

TEL：027-254-0808 相談・Fax：027-254-1100

就任のご挨拶



群馬県警察本部 刑事部長

警視正 神保 誓 志

本年3月より、群馬県警察刑事部長を務めております神保でございます。

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター会員の皆様方には、平素から、暴力団排除対策を始め、警察活動各般にわたり、お力添えをいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

さて、最近の県内の暴力団情勢を見ますと、暴力団構成員等の勢力数は、令和3年末現在で約510人と10年前の勢力数からおおむね半減している状況にあります。

これは、警察の取り組みとともに、県民の皆様が社会全体で暴力団を排除するという強い意志のもと、暴力団が住みにくい社会の実現に向けて、各種活動を着実に実践していただいた成果であると認識しており、その真摯な活動に深く敬意を表する次第であります。

一方、暴力団情勢は、六代目山口組から分裂した神戸山口組や絆会関係者に対する銃器や車両を使用した事件が全国各地で連続発生しております。

暴力団は、対立組織への襲撃をはじめ、自己の目的を遂げるためには手段を選ばない凶悪性があり、社会に対する大きな脅威となっております。

県警察といたしましては、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターや関係機関との連携を更に強化し、暴力団に対する徹底した取締りや資金源封圧、行政命令の発出等、暴力団排除活動を強力に推進して参りますので、皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、会員皆様方の御健勝、御多幸を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

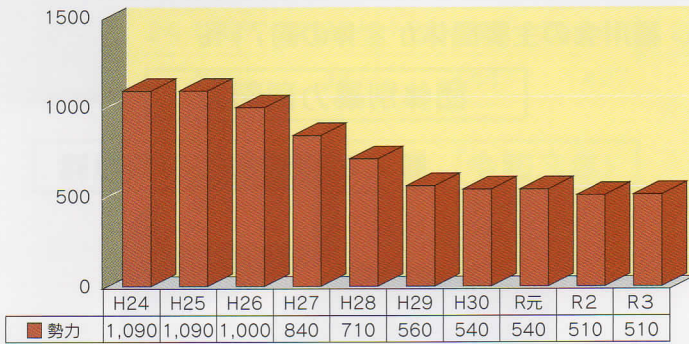


県内の暴力団勢力 (令和3年末現在)

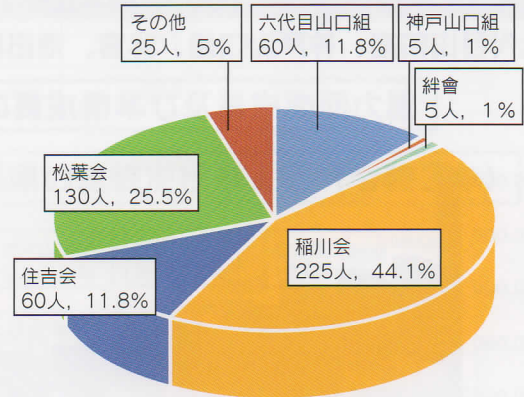
○令和3年末現在、約510人（前年比±0人）

○県内の主要勢力（六代目山口組、神戸山口組、絆會、稲川会、松葉会、住吉会）が全体の約95%

暴力団勢力の推移

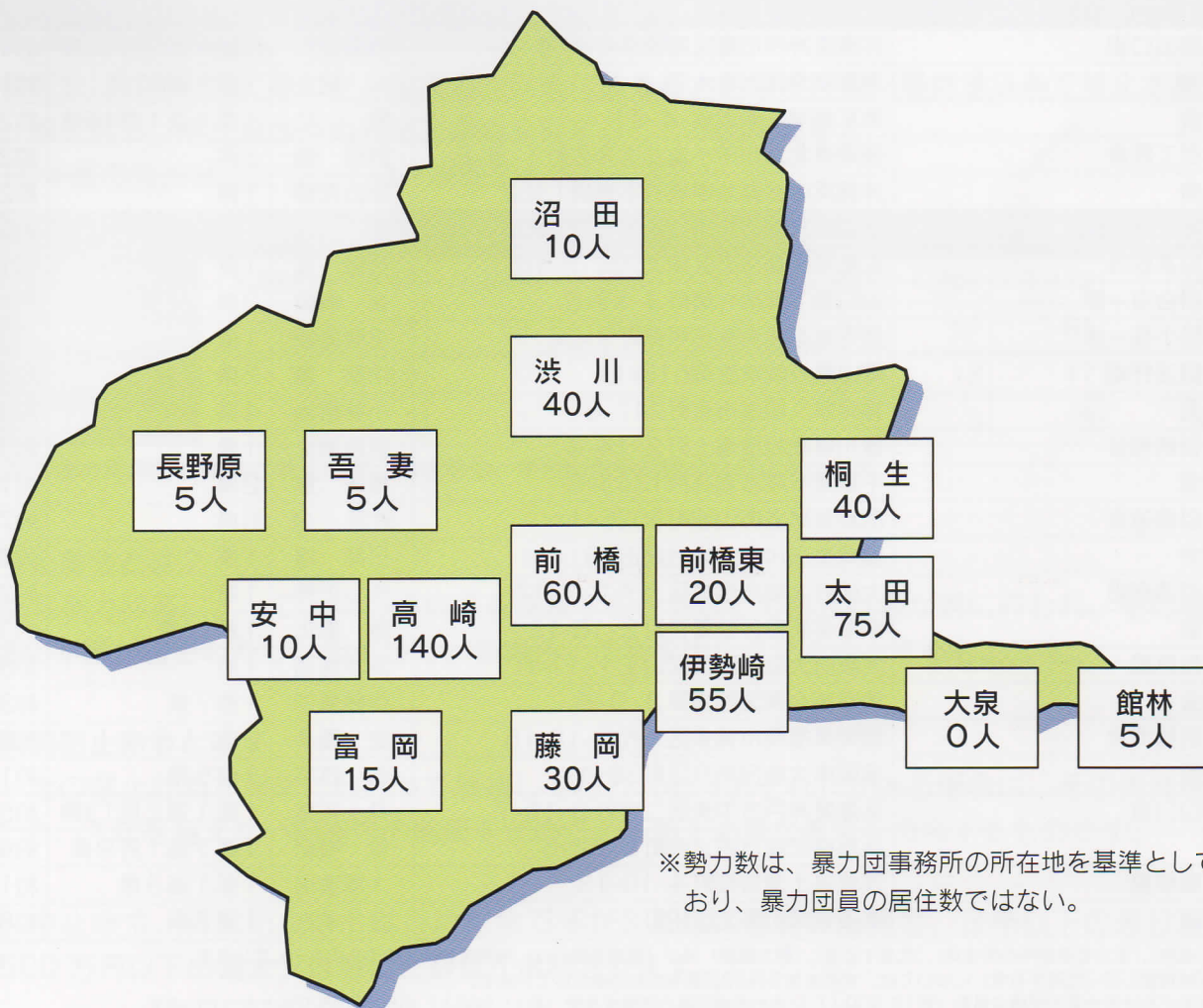


団体別暴力団勢力



暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

各警察署別暴力団勢力数



※勢力数は、暴力団事務所の所在地を基準としており、暴力団員の居住数ではない。

全国の暴力団勢力 (令和3年末現在)

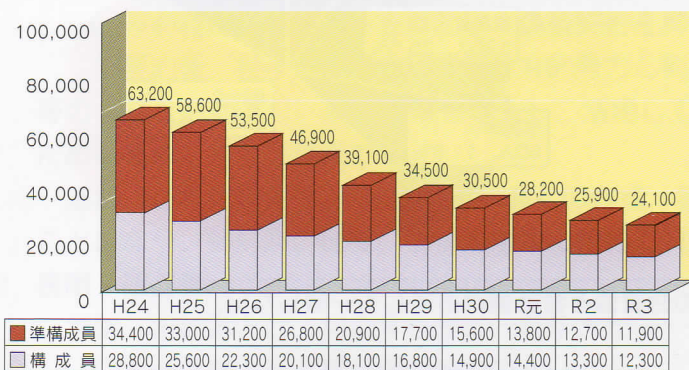
○「暴力団勢力」＝「暴力団構成員」＋「準構成員」

※「準構成員」とは、構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、組織の威力を背景として暴力的不法行為を行い、あるいは暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持・運営に協力または関与する者をいう。

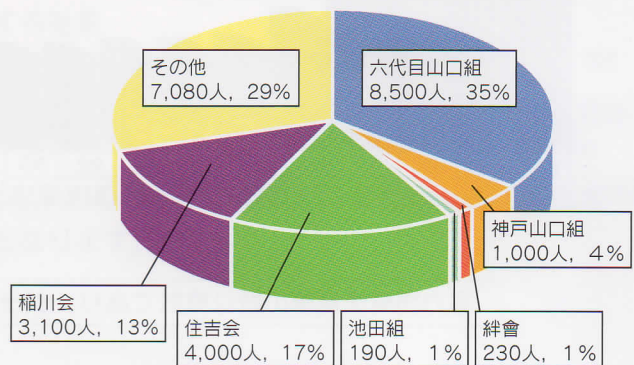
○令和3年末現在、約24,100人(前年比－1,800人)と統計が残る昭和33年以降、最少人数を更新しました。

○六代目山口組、神戸山口組、絆會、池田組、住吉会、稲川会の主要団体が全体の約71%

暴力団構成員及び準構成員の推移



団体別暴力団勢力



暴力団構成員等の数は概数であり、グラフの合算値と合計値は必ずしも一致しない。

指定暴力団一覧表 (25団体)

No	名 称	主たる事務所の所在地	代表する者	勢力範囲	構成員数
1	六代目山口組	兵庫県神戸市灘区篠原本町4-3-1	篠田建市	1都1道2府40県	約4,000人
2	稲川会	東京都港区六本木7-8-4	辛 炳圭	1都1道16県	約1,900人
3	住吉会	東京都港区赤坂6-4-21	関 功	1都1道1府15県	約2,500人
4	五代目工藤會	福岡県北九州市小倉北区宇佐町1-8-8	野村 悟	3県	約250人
5	旭琉會	沖縄県中頭郡北中城村字島袋1362	永山克博	1県	約240人
6	七代目会津小鉄会	京都府京都市左京区一乗寺塚本町21-4	金 元	1道1府	約50人
7	六代目共政会	広島県広島市南区南大河町18-10	荒瀬 進	1県	約120人
8	七代目合田一家	山口県下関市竹崎町3-13-6	金 教煥	2県	約40人
9	四代目小桜一家	鹿児島県鹿児島市甲突町9-24	平岡喜榮	1県	約50人
10	五代目浅野組	岡山県笠岡市笠岡615-11	中岡 豊	2県	約60人
11	道仁会	福岡県久留米市京町247-6	小林哲治	4県	約400人
12	二代目親和会	香川県高松市塩上町2-14-4	吉良博文	1県	約30人
13	双愛会	千葉県市原市潤井戸1343-8	椎塚 宣	2県	約120人
14	三代目俠道会	広島県尾道市山波町3025-1	池澤 望	5県	約70人
15	太州会	福岡県田川市大字弓削田1314-1	日高 博	1県	約70人
16	十代目酒梅組	大阪府大阪市西成区太子1-3-17	李 正秀	1府	約20人
17	極東会	東京都新宿区歌舞伎町2-18-12	曹 圭化	1都12県	約390人
18	二代目東組	大阪府大阪市西成区山王1-11-8	滝本博司	1府	約80人
19	松葉会	東京都台東区西浅草2-9-8	伊藤義克	1都7県	約340人
20	四代目福博会	福岡県福岡市博多区千代5-18-15	金 國泰	2県	約80人
21	浪川会	福岡県大牟田市八江町38-1	朴 政浩	1都5県	約180人
22	神戸山口組	兵庫県神戸市中央区二宮町3-10-7	井上邦雄	1都1道2府13県	約510人
23	絆會	兵庫県尼崎市戸ノ内町3-32-6	金 禎紀	1都1道1府9県	約90人
24	関東関根組	茨城県土浦市桜町4-10-13	大塚逸男	1都1道3県	約100人
25	池田組	岡山県岡山市北区田町2-12-2	金 孝志	1道3県	約80人

注1：本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」及び「構成員数」は、令和3年末現在のものを示しています。

ただし、「旭琉會」の「代表する者」については、令和4年3月22日現在のものを示しています。

注2：令和3年末における全暴力団構成員数(約12,300人)に占める指定暴力団構成員数(約11,800人)の比率は95.9%となっています。

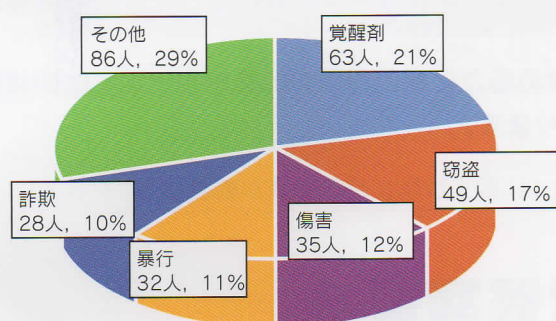
暴力団勢力の検挙状況

最近の暴力団は、覚醒剤の密売、恐喝、賭博、ノミ行為といった伝統的な資金獲得活動に加え、景気の動向に敏感に反応し、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や特殊詐欺等を敢行するなど、その時々 of 社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

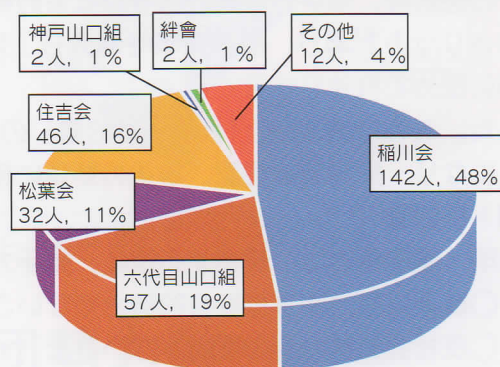
暴力団勢力の検挙人員の推移

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
全 国	24,139	22,861	22,495	21,643	20,050	17,737	16,881	14,281	13,189	11,735
群馬県	430	447	444	427	438	400	364	350	351	293

群馬県の罪種別検挙人員（令和3年）



群馬県の組織別検挙人員（令和3年）



中止命令・再発防止命令の発出状況の推移

公安委員会は、暴対法に基づき、指定暴力団員による暴力的要求行為（暴対法9条で禁止されている27の行為）等に対し、中止命令や再発防止命令を発することが出来ます。

過去10年間の発出状況については、次表のとおりです。

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
全 国	中止命令	1,823	1,747	1,687	1,368	1,337	1,369	1,267	1,112	1,134	866
	再発防止命令等	112	78	52	54	41	48	67	61	72	51
群馬県	中止命令	7	16	9	16	18	15	12	17	18	15
	再発防止命令等	2	3	1		5	2	3	3	4	1

再発防止命令等は再発防止命令、禁止命令、防止命令、事務所使用制限命令等の発出件数

○ 中止命令とは？

指定暴力団員によって、用心棒料等を要求する行為などの禁止行為が現に行われ、その相手方の生活の平穏が害されたり、困惑している場合、これを中止させようとするものです。

○ 再発防止命令とは？

一定の禁止行為が将来にわたって反復して行われる「おそれ」がある場合に、その再発を防止するため、1年を超えない範囲内の期間を定めて、予防上必要な事項を命令するものです。

※ 中止命令・再発防止命令は行政命令ですが、これに違反した場合、3年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金又は懲役と罰金が併科されます。

企業における「契約」

1 暴力団排除条項＋表明・確約書

群馬県暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行。以下「暴排条例」という。）第 19 条では、事業者の事業契約における暴力団排除条項（以下「暴排条項」という。）の整備、明示等の措置が規定され、今では契約書の中に暴排条項が入っているのが常識の時代になってきました。

しかし、表明・確約書の徴求に関しては、未だ行われていない企業が多く見られるのが実態です。

(1) 暴排条項

暴排条項を導入することにより、

- 事実上「コンプライアンス宣言」と同様の効果
- 契約時に、契約相手を牽制し、偽装契約を抑制する効果
- 契約後、相手方が暴力団等反社会的勢力と判明した場合、契約解除の根拠

等のメリットがあり、暴排条項を導入し、活用して行くことは、暴力団等反社会的勢力との関係を遮断するために極めて有効な施策です。

また、これに加えて、「表明・確約書」の作成・提出を求めることが、相手方の意思表示を更に明確にすることになり、契約時の確認、事後の処理に極めて有効となります。

(2) 表明・確約書

表明・確約書とは、契約する際に、相手方から

- 自分は暴力団等反社会的勢力でないこと
- 反社会的勢力との関係がないこと
- 暴力団等反社会的勢力に類する行為をしないこと
- 下請や関連事業者に暴力団等反社会的勢力を用いないこと

等を項目ごとに表明させ、これに違背した場合や虚偽の申告をした場合には、無催告で解約に応じ、これによって生じた損害を自分の責任とすることを確約させる文書です。

ア 「表明・確約書」を導入することによる効果

- 直接本人に、暴力団等反社会的勢力でないことを確認することができる
- 確認する過程で、“疑い”があるか否かが分かることで、契約前に排除できることとなり、契約後に排除する暴排条項とは違った効果がある
- 契約後に判明した場合、「表明・確約書」に虚偽の記載をしたこととなり、契約の解除及び相手方への損害賠償請求や詐欺罪としての立件を容易にする効果があり、暴排条項と併せて活用することが効果的

イ 「表明・確約書」作成に当たっての留意点

単に、署名押印を求めるだけでなく、記載内容を「理解して同意したかどうかの意思表示」をさせ、そのことを「相手方自身の行為によって記録に残す」ことが重要なポイントです。

例）項目ごとに、署名者本人に直接「表明・確約いたします・いたしません」の不動文字を丸で囲ませる

※暴排条項及び表明・確約書の文例は、不当要求防止責任者教本を参照していただくか、暴追センターにお問合せください。

2 新規契約時の留意事項

「表明・確約書」を徴求する際に「別紙」を作成しておき、相手方企業の役員等の「氏名、生年月日、住所」の項目を設けて記載してもらい、もし、相手方企業について「反社の疑い」があるような場合は、その理由を明示して、警察又は暴追センターに相談する方法も有効と考えられます。

3 契約の定期的な「更新」と「再調査」

契約は、「1年間」、「2年間」のように更新期限がある契約が安全と考えられます。

契約前の調査では、問題ない企業であっても、数年後には役員に反社勢力が介在したという過去の事例もあります。

※期間を定めた契約更新により、新規契約時と同様の調査を行うことは、企業防衛の重要な手段

4 既契約の相手方企業が反社の疑いがある場合

契約解除の理由があるか？

- 契約には拘束力があるので、相手方に契約違反がないと解除できないのが原則
- 相手方が「反社」であることが判明しても、「暴排条項」の特約がなければ契約解除できない
- 既契約の相手方に反社の疑いが出た場合、直ちに契約内容を確認する

暴力団等反社会的勢力に該当するかどうかの調査

- 自社のデータベースでの確認、新聞・インターネットからの情報収集、業界団体等からの情報提供
- 警察・暴追センターへの照会

「反社」該当あり

「反社」該当あり

「反社」該当なし

暴排条項がある場合

暴排条項に基づき、直ちに
関係遮断（契約解除）

暴排条項がない場合

契約書の他の規定や民法の規定が利用
できるか検討し、関係遮断に努める

グレーゾーンの場合

継続した監視を徹底し、契約更
新の際、再契約の可否を検討

5 企業防衛の観点からの、関係遮断の必要性

暴力団等反社会的勢力は、従業員を含めた企業自身に多大な被害を生じさせることから、反社との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠な要請となっている。

関係継続によるリスク

- 契約違反のリスク→下請の契約解除、損害賠償等
- 法令違反のリスク→暴排条例（調査・勧告・公表）
- 金融機関との関係悪化→融資の引き上げ、取引停止
- 公共工事等への入札資格の喪失
- 役員に対する責任追及のリスク→善管注意義務違反による株主代表訴訟等
- 社会的信用の喪失

暴追センターからのお知らせ

1 不当要求防止責任者講習オンライン化への取り組み

当センターでは、従来の集合講習に加え、Webex Meetingを使用したオンライン講習を行うため準備を進めています。
オンライン講習開始時期は、9月初旬を見込んでいますが、受講要領等は、今後、当センターホームページに掲載する予定です。

2 地域安全運動及び暴力追放群馬県大会

本年10月14日（金）群馬会館ホールにおいて開催予定です。

※コロナの感染拡大情勢によっては中止になる可能性がありますので、開催の可否は直近のホームページ等で確認してください。

新職員の紹介

阿佐見 麻代
事務局員



前職は、県警本部組織犯罪対策課に勤務しておりました。

前職での経験を生かし、皆様のお役に立てるよう努めてまいります。
宜しくお願い致します。

社会復帰対策協議会受入企業を募集しています

群馬県暴力団離脱者社会復帰対策協議会（以下「協議会」という。事務局：当センター）では、暴力団離脱者の社会復帰を図るため、就労支援活動を行っています。企業にとっては、元暴力団員を雇用することについて不安や懸念をもたれることと思いますが、警察や当センターをはじめ、協議会の関係機関・団体が連携し、就労を希望する離脱者に対して事前説明を行い、真摯な就労希望者であるかを厳格に確認したうえ、社会復帰に対する意識付けを徹底して行い、就労への一層の自覚を促しています。

この度、群馬県では、「再犯防止推進計画加速化プラン（令和元年12月23日閣議決定）」に基づき、暴力団員の社会復帰対策として、魅力ある協賛企業支援制度の確立等、暴力団離脱者のための安定した雇用の場の確保について、より一層積極的に取り組むこととし、県が発注する建設工事競争入札参加資格審査項目を改定し、

- 当協議会の受入企業として登録
- 受入企業として3ヶ月以上の暴力団離脱者の雇用

について入札加点されることとなりました。

離脱者就労支援に協賛いただける企業にありましては、警察本部組織犯罪対策課（代表電話：027-243-0110）又は当センターにお問い合わせください。

賛助会員を募集しています

当センターでは、県民の暴力団追放に対する意識の高揚を図り、暴力のない安全で住みよい郷土づくりのため、県民総ぐるみの暴力団排除運動を推進しています。

当センターの目的に賛同し、事業の推進を支援して下さる暴力団排除活動に積極的な企業・団体・個人の方々に「賛助会員」として募集しています。

入会を希望される方は、当センターにお問い合わせください。

不当要求防止責任者講習「無料」

不当要求防止責任者講習は、暴力団員等からの不当な要求を受けたときの具体的対応要領をマスターする講習で、あなたの事業所を暴力団から守るためのものです。

是非積極的に受講してください。

※ 事業所単位で一括して講習会を開催したい場合は、当センターへ事前相談してください。

受講者に交付される公安委員会の修了書、ステッカー、教本等



- | 受講手続 | 講習種別 | 講習内容 |
|---|--|--|
| ○ 事業所ごとに責任者を選任（複数選任可）
○ 公安委員会宛の選任届を、事業所を管轄する警察署の刑事第二課（刑事課）へ提出
※警察庁 Web サイトからオンライン申請が可能となりました
○ 後日、当センターから講習開催の往復案内葉書を発出し出欠を確認します
○ 指定会場で受講（案内葉書持参） | ○ 選任時講習～責任者に選任された時の講習
○ 定期講習～選任時講習受講後、3年を経過したときに受ける講習 | ○ 暴力団情勢 ○暴力団対策法・暴力団排除条例の解説
○ 暴力団等の不当要求に対する具体的対応要領
○ DVDの視聴 ○資料の提供 ○受講修了書交付 |

暴力団関係相談の受理

当センターでは、暴力団員や暴力団関係者から脅されたり、無理な要求を受けて困っている方に対して、相談窓口を開設しています。

事案によっては、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

- **相談委員による常設相談窓口**
月～金（年末年始・祝日除く）
午前9時～午後5時（受付午後4時まで）、当センター相談室
- **弁護士、相談委員合同の無料相談窓口（事前予約が必要です）**
毎月第二木曜日（8月、11月、2月を除く。祝日の場合は、翌週の木曜日）、午後2時～午後4時、当センター相談室
- **民事介入暴力一日無料相談所の開設（事前予約が必要です）**
（弁護士、警察、当センター対応）
8月（高崎）、11月（太田）、2月（渋川）の第二木曜日
（詳細は、開催前にホームページに掲載）

公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター

〒371-0836 前橋市江田町448-11

（群馬県警察本部江田町庁舎内）

TEL 027-254-1100

URL <https://www.boutsui-gunma.org>

E-mail boutui-gunma@keh.biglobe.ne.jp

